

日本教文社及び教団による著作権侵害の違法出版差止め請求の訴訟について

公益財団法人生長の家社会事業団

株式会社日本教文社による『生命の實相』の類纂『生命の教育』の違法出版の差止め請求について

平成25年5月27日、最高裁判所において、『生命の實相』の真正な著作権者が当法人であることが最終的に確定しましたが、その類纂本である『生命の教育』について、株式会社日本教文社は、当法人と出版契約を締結することなく、また、印税を支払うことなく、違法出版を継続しております。このため、当法人は、当法人が正当に出版権を設定した株式会社光明思想社とともに、平成25年10月28日、東京地方裁判所に、株式会社日本教文社に著作権侵害差止め等を請求する訴訟を提起しました。(平成25年(ワ)第28342号著作権侵害差止め等請求事件) 平成27年3月12日に次のとおり判決が言渡されました。

「主 文

1 被告株式会社日本教文社は、原告公益財団法人生長の家社会事業団に対し、別紙目録記載1の書籍(注、「生命の教育」)を複製し、頒布し、又はインターネットのホームページ等の媒体を用いて販売の申出をしてはならない。

2 被告日本教文社は、原告公益財団法人生長の家社会事業団に対し、自ら在庫として保管し又は一般財団法人世界聖典普及協会において保管する前項の書籍を廃棄せよ。」

以上の理由として、東京地方裁判所は、「生命の實相」はその素材も含めて原告生長の家社会事業団に著作権が帰属していること及び原告及び被告日本教文社間の信頼関係が破壊されていること等を次のとおり述べています。

「第3 当裁判所の判断

1 本件著作物1〔注、生命の實相〕の構成素材である論文の著作権の帰属(争点)について

〔中略〕

上記認定事実を前提に本件著作物の構成素材である論文の著作権の帰属について判断する。

原告事業団の設立当時の寄附行為には、財団に帰属する財産として「『生命の實相』等の著作権」と記載され、本件著作物1の編集著作権に限定する記載はない。また、上記の認定のとおりの本件著作物1の成立の経緯、本件著作物1の「生長の家」における位置付け、原告事業団の設立の目的等に照らせば、亡雅春が原告事業団を設立するに際し、本件著作物1の構成素材である論文の著作権を自己に留保して編集著作権のみに移転する意思であったとはうかがわれない。

以上によれば、本件著作物1が編集著作物であるとしても、本件寄附行為による移転の対象である「生命の實相」の著作権には本件著作物1の構成素材である論文の著作権が含まれるものと解される。相続人らが関与した本件確認書及び著作権登録の内容や、原告事業団の設立後に原告事業団を著作権者として昭和49年契約等が締結されていること、亡雅春、相続人らが、亡雅春に本件著作物1の構成素材である論文の著作権が留保されているとの主張をしてこなかったことも上記認定に沿うものである。

したがって、原告事業団は、本件寄附行為により、構成素材である論文の著作権を含む本件著作物1の著作権を取得したものと解される。

2 被告書籍1〔注、生命の教育〕の出版に関する許諾の終了（争点 ）について 〔中略〕

そこで、原告事業団による解約（前記カ）に正当な理由があるかをみるに

被告教文社は、別件訴訟1において、原告事業団は本件寄附行為により著作権収入を取得する権利を取得したにすぎないと主張し、原告事業団の著作権を争っていたこと、

被告教文社が、長期間多額の印税を支払わず、別件訴訟1において消滅時効を援用した結果、原告事業団は多額の未払印税を取得できなかったこと、

被告教文社は、別件訴訟1の後、本件著作物1の利用権をめぐる更に別件訴訟2を提訴したことなどを含む原告事業団と被告教文社との信頼関係は破壊されたというべきものである。

したがって、本件許諾は、原告事業団の解約により平成26年7月24日に終了したものと認められる。〔中略〕

以上によれば、被告書籍1〔注、生命の教育〕の出版は原告事業団の著作権（複製権、譲渡権）を侵害するものであるから、原告事業団の被告教文社に対する差止め及び廃棄請求は理由がある。」

以上の判決に対して、日本教文社は、同月25日、知的財産高等裁判所に控訴しましたが、同年9月3日、第1回の口頭弁論期日が開廷されましたが、同日をもって結審となりました。

知財高裁の判決言渡しは、平成28年2月24日行われ、この別紙目録1の書籍「生命の教育」については、第1審に引き続き当法人の勝訴となりました。（日本教文社は上告）

教団による「聖經 甘露の法雨」の違法複製頒布の差止請求について

当法人は、昭和34年11月22日、教団に対して、「聖經 甘露の法雨」の著作権者として、肌守りまたは霊牌用に限り「非売品」として複製し交付することを無償で許諾しておりましたが、

基本財産（著作権）収益である印税収入は、本来公平適正に收受すべきが原則であり、公益目的事業以外で特定の団体に特別の利益（無償使用許諾）を供与し続けることは、当法人が公益財団法人に移行するため、法的な問題を生じるおそれがあること、

当法人に対して、信頼関係を完全に破壊する行為（日本教文社の著作権侵害に対する民事訴訟についての重大な妨害等）が行われたこと及び

当法人がブラジル伝道本部に対して無償使用許諾していた著作権の印税を教団が無断で横取りしようとする指示行為が行われたことを理由として、

平成23年12月28日付の内容証明郵便により、平成24年3月31日の経過をもって無償使用許諾を終了する旨を顧問弁護士を通して通知しました。

ところが、教団は、平成24年3月31日の経過後も、平然と、当法人の著作権を侵害して違法な複製・頒布を継続していることが判明いたしました。

このため、当法人では、繰り返し、教団に対して、内容証明郵便による「著作権侵害差止請求及び嚴重警告書」を発送して、侵害の差止めを請求するとともに、三億円以下の罰金及び十年以下の懲役等の嚴重な処断を受けることを警告しました。

なお、教団に対する最初の通知より1年10ヵ月以上を経過しましたので、前述の最高裁判所の判決を受け、平成25年10月28日、上記の差止請求において、教団に対しても「聖經甘露の法雨」の著作権侵害差止等請求訴訟に踏み切った次第であります。

なお、教団に対する「聖經甘露の法雨」の著作権侵害差止請求については、仮処分命令申立（平成25年（ヨ）第22074号 著作権侵害差止仮処分事件）も行いました。

本件については、東京地方裁判所民事46部が担当し、平成25年12月19日に、仮処分命令申し立ての審尋と本訴の第1回口頭弁論期日が、平成26年2月7日以来、順次、弁論準備手続が実施されましたが、同年12月8日をもって同弁論準備手続が終結し、平成27年1月20日に地裁の弁論終結（結審）となり、同年3月12日に上記の『生命の教育』の著作権侵害差止請求とともに判決が言渡されました。

「 主 文 」

- 3 被告生長の家は、原告公益財団法人生長の家社会事業団に対し、別紙書籍目録記載2の書籍（注、「聖經 甘露の法雨」）を複製し、又は頒布してはならない。 」

以上の理由として、東京地方裁判所は、次のとおり教団の主張をことごとく退けました。

「第3 当裁判所の判断

- 3 被告書籍2〔注、「聖經 甘露の法雨」 折本型経本であり書籍本体の大きさは縦約7cm×横約3cm×厚さ約0.5cm〕に関する合意の終了（争点 ）について
〔中略〕

被告生長の家の主張はいずれも採用できない。〔中略〕

そこで、原告事業団の解約に正当な理由があるかをみるに、前記認定事実によれば、被告生長の家が、原告事業団に対し、頭注版及び「生命の實相 愛蔵版」以外の「生命の實相」の著作権を谷口雅春先生の相続人から取得したとの独自の見解を前提に別件訴訟1の第2事件の訴えを提訴したこと、

別件訴訟 1 の第 1 審判決において の見解が退けられた後にも、同様の見解を前提として社団法人「生長の家ブラジル伝道本部」に対し、亡雅春の著作物に関する印税を支払うよう申入れをしたことなど、原告事業団と被告生長の家の間の紛争の内容に照らせば、原告事業団と被告生長の家の間の信頼関係は破壊されたというべきものであり、原告事業団の解約には正当な理由があるものと認められる。」

さらに、同裁判所は、同月 13 日に次の仮処分命令を決定しました。

「

仮 処 分 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

上記当事者間の平成 25 年(ヨ)第 22074 号著作権侵害差止仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者らの申立てを相当と認め、債権者らに担保として金 50 万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者〔注、教団〕は、別紙書籍目録記載の書籍〔注、「聖經甘露の法雨」〕を複製、頒布してはならない。」

本訴の判決が最終確定する前であっても、以上の仮処分は直ちに効力を生じております。

これらの判決及び仮処分決定に伴い、当法人より全国の生長の家教区教化部長・教区役職者並びに練成道場総務・講師・役職者に対して、「違法複製物(お守り「聖經甘露の法雨」)の裁判所差止命令に関する重要通知書」を発信しました。

東京地方裁判所において敗訴した教団は、平成 27 年 3 月 25 日、知的財産高等裁判所に控訴しました。

同年 9 月 3 日、第 1 回の口頭弁論期日が開廷されましたが、同日をもって結審となり、同高裁は、和解を斡旋しました。同年 9 月 11 日、9 月 30 日、11 月 5 日に和解期日が開かれました。当方は、著作権者及び出版権者として、信徒のために、「著作権者 生長の家社会事業団」及び「謹製 光明思想社」を明示したお守り「聖經甘露の法雨」を供給する意思があることを伝えました。しかし、控訴人(教団)は、お守り「聖經甘露の法雨」について、株式会社光明思想社からの納入を否定し、かつ、出版権者である光明思想社を表示しない形の有償使用許諾契約を要求してきましたので、当方は断固拒絶し、和解不成立となりました。

同高等裁判所判決言渡しは前記日本教文社に対する判決と同時でした。知財高裁第 4 部は、著作権の帰属等の法的判断については最高裁の判断に従い、完全に当法人に帰属するとの判断でしたが、教団による肌守り及び霊牌用の「聖經甘露の法雨」の複製頒布を合意した昭和 34 年 11 月 22 日付けの「覚書」について、期限の定めがないものにすぎず、永久的なものではないと判断しましたが、その解約については信頼関係の破壊等の正当事由が必要であり、信頼関係が破壊されたと認めるほどの正当事由の立証は不十分として、一部敗訴の結果となりました。当法人及び光明思想社は、これを不当(理由不備ないし経験則違反・審理不尽)として、平成 28 年 3 月 7 日、上告及び上告受理申立を行いました。

控訴審判決の不当性について

当法人及び光明思想社が、この控訴審判決が不当であり上告審（最高裁判所）において破棄を免れないと判断する理由は次のとおりです。

1、控訴審判決の理由不備ないし経験則違反・審理不尽

控訴審判決には、以下のとおり理由不備ないし経験則違反・審理不尽による法令解釈に関する重要な事項についての誤りがあって上告審における破棄を免れない。

昭和34年11月22日付覚書に係る合意は、既に有効な解約によって終了しているから宗教法人「生長の家」(以下「教団」と略称)のお守り「聖經甘露の法雨」複製・頒布行為による生長の家社会事業団の著作権侵害が認められ、また、同行為が光明思想社の出版権を侵害していることは明らかであります。

2、本件覚書（昭和34年11月22日付「聖經『甘露の法雨』の複製承認に関する覚書」）に係る合意内容につき、控訴審判決には次の重大な誤りがあります。

(1)「被控訴人事業団は、亡雅春が創始した宗教団体「生長の家」の宗教的信念に基づき社会厚生事業を行うために創始した財団法人（中略）であり、（中略）本件覚書の内容、特に、本件覚書による取決事項については『甘露の法雨』の著者である亡雅春の同意を要する旨規定されており、少なくとも、著作権者である被控訴人事業団による自由な解約を認めない趣旨であったと解されることに照らすと、本件覚書に係る合意を解約するには、当事者間の信頼関係が破壊されたことなど解約を正当とする理由が必要であると解される」(判決書36頁。下線部は追加。以下同)について

イ、宗教団体「生長の家」につき控訴審判決には、歴史的経緯として重大な事実誤認があります。すなわち、控訴人教団は、法人としてはもとより団体としても生長の家社会事業団の設立時に存在をしていません。資格証明書（登記事項証明書）上も明らかとおり教団の設立は昭和27年5月30日であります。宗教団体としての「生長の家教団」の前身である旧宗教法人令第2条に基づく宗教法人「生長の家教團」の設立も昭和24年7月1日であります。

ロ、本件覚書に、著作者である谷口雅春先生に同意して頂いた理由は、著作物の利用について著作者人格権を尊重したもの（著作物の使用につき著作者の名誉声望を害しないよう使用する義務のある著作権者として念のため著作者の意思を確認した）に過ぎず、著作権者の財産権を制約する利用から解放する覚書の解約について権利者の自由を縛る（制約する）趣旨のものではありません。

(2)「すなわち 被控訴人事業団の公益法人化に伴って、本件覚書による無償の利用許諾を継続することが許されないとする点については、その法的根拠が明らかであるとはいえないし、そもそも控訴人生長の家と許諾条件の変更等を協議することなく、一方的に解約することを正当化し得る事情であるとはいえない」(同38頁)について

イ、生長の家社会事業団の公益法人化に伴って無償の利用許諾が許されないのは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)の第5条「行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人については公益認定をするものとする。」四号「その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。(以下略)」の、法律の存在によって余りにも明らかであります。

なお控訴人教団が、公益事業以外の事業(収益事業)を営んでいることは同法人登記事項証明書に明らかで、「その他の営利事業を営む者」に該当することも当然であります。

ロ、教団と「許諾条件の変更等を協議」しなかったことを本件で問題とすることはできません。協議をする前提としては、教団が被申立人事業団を著作権者と認めている必要がありますが、教団は、生長の家社会事業団は本件覚書で「著作権の不行使を永久的に約束された」のであり、生長の家社会事業団は権利を放棄している旨の返答を当初から行ってきた(平成24年1月27日付内容証明通知)。教団は、仮処分事件でも本訴事件でも同旨主張を繰り返して主張してきなのであり、本件経本につき「甘露の法雨」の著作権が事業団に帰属することをおよそ認めていなかったのであります。

権利者ではないと主張する者との間で、「許諾条件の変更等を協議」しなかったことは権利者にとって何ら落ち度とはならないし、不利益に扱われる理由とすべきではありません。

なお、被申立人らは、知財高裁での訴訟上の和解交渉の席上、“出版権者光明思想社の謹製した製品を控訴人生長の家へ納品し供給する意思がある”旨を明確に回答しました。それにもかかわらず教団は何ら合理的理由もなく拒絶をして協議が決裂したのであります。教団が、(生長の家社会事業団は覚書で)「永久に権利不行使を約束した」という不当な態度(控訴審判決もそのように認定していない)をとり続けたことこそが事業団が解約をせざるを得ない根拠となっているのです。

以上のことから、本件解約前に生長の家社会事業団と教団とが「許諾条件の変更等を協議しなかった」ことを解約の正当事由に関する一要素と判断する控訴審判決には、重大かつ不当な事実認定があり、また審理不尽のまま不当に判断をした違法は判決結果に重大な影響を与えているので上告審での破棄は免れないのです。

(3)「控訴人生長の家が信徒から受領している上記金銭は、これら宗教上の儀式を前提として信徒から出捐されたものであると考えられること及び上記頒布方法は本件覚書の作成当時から行われていたものであり、本件覚書に係る合意の前提とされていた頒布方法であると考えられる」(同38頁)について

イ、上記各認定について、その事実を認める根拠となる証拠は全く挙げられていません。

かえて、生長の家が包括団体(各道場や各県教化部等)へ発出した通達(五者会議資料)では奉納金の金額が記載されているのに、上記のような「宗教上の儀式を前提として信徒から出捐」を求める旨の説明や記載は一切ありません。

ロ、まして、そのような頒布方法(宗教上の儀式を前提として信徒から奉納金が出捐される)が、本件覚書の作成当時から行われて本件覚書に係る合意の前提とされていたと認めるに足りる証拠は一切ありません。

ハ、このように事実に反することを根拠もなく認め、しかも一審判断を僅か一回の弁論によって完全に覆すに際して、一審勝訴当事者に対して何らの主張立証機会を与えずに控訴審判決を下すことは審理不尽そのものであります。

以上のことは、司法権力による宗教団体である教団に対する一方的な援助・助長にあたります。

控訴審判決が、教団の「宗教上の儀式」への信徒からの出捐による受領をしたと理由もなく「考えられる」と示し、かつそれが覚書作成当時から行われていた旨をやはり根拠もなく認定したうえ、生長の家社会事業団の覚書解約を通じた財産権の請求を不当に排除することは、日本国憲法20条(政教分離規定)に反する国家機関の活動として違憲であり、最高裁判例(最大判昭和52年7月13日民集31・4・533「津地鎮祭判決」)に反するものであります。

(4)「控訴人生長の家が同書面をもって、ブラジル伝道本部等に対し、被控訴人事業団が著作権を有する著作についての印税をも控訴人生長の家にも納めるように申し入れたものであるということできない」(同39頁)について

平成23年12月28日に生長の家社会事業団が教団に対し、本件覚書による無償使用許諾の解約を通知した時点で、生長の家社会事業団に帰属する著作権の範囲について両者には非常に重大な認識と主張の“違い”が存在していました。

そのことは、別件訴訟で裁判所に提出された教団の主張及び谷口恵美子先生から教団が著作権を買い取った契約書の明細書から明白であります。

つまり教団は、生長の家社会事業団が「生命の實相」や「甘露の法雨」の著作権者ではないと執拗に繰り返して主張してきたのであり、ただ頭注版と愛蔵版の「生命の實相」等著作権登録がなされている版については印税の寄附を出版会社((株)日本教文社。以下単に「教文社」)から受けてきただけだと主張をして、生長の家社会

事業団の認識する真実の立場と完全に対立していたのであります。

谷口恵美子先生から教団が著作権を買い取った内容を示す契約書の明細書（甲号証第50及び甲号証第51号として裁判所に提出）にも、「生命の實相」の戦後版のうち新修版、豪華版、携帯版等々について教団が谷口恵美子先生から買い取った旨が明記されています。「生命の實相」の頭注版と愛蔵版以外の著作権は著作者谷口雅春先生の遺族に帰属し、生長の家社会事業団には帰属しないとの教団の主張の表れであります。

したがって、上記認定は不当であり、ブラジル伝道本部等に対し教団が、真実の著作権帰属と異なり（完璧にその違いを意識する立場に立って）生長の家社会事業団に帰属する著作の印税を教団に納めるように申し入れたことが明らかであります。

（5）さらに控訴審判決は、「控訴人生長の家が控訴人教文社による被控訴人事業団の著作権侵害行為に実質的に関与していたことについては、これを認めるに足りる証拠はない」（同39）と判示するが極めて不当であります。

本訴においても、日本教文社が生長の家社会事業団との著作権使用許諾契約の終了を無視して「甘露の法雨」の出版継続をしようとした際、生長の家社会事業団が平成23年12月1日に抗議したことに関し、日本教文社が「生長の家本部の了解の下に当面必要とする最小限度の部数を重版することにした」と回答をしていることから明らかとなり、日本教文社が教団の指示・指導・監督等のもと著作権侵害行為に主体的に関与し実質的に行ってきたことの証拠は幾らでも存在する（日本教文社や一般財団法人世界聖典普及協会が、言わばグループとして教団の主張と全く同旨の主張を繰り返す別件訴訟も複数存在し、最高裁においてごく最近に2件が確定したばかりであります。何より日本教文社自身が、本訴において生長の家伝道のための“出版担当部門”という自己規定のもと、全く同旨の主張を繰り返してきたことは余りにも明らかです）。

一審勝訴判決を受けた生長の家社会事業団は、教団が日本教文社の著作権侵害行為に実質的に関与していたことが明らかであるが故に、わざわざ控訴審において“予備的”に敢えて示さなかっただけであり、以上にもかかわらず「これを認めるに足りる証拠はない」と判示する控訴審には、採証活動を誤った事実誤認があるうえ、重大な審理不尽の違法があることが明らかであります。

3、著作権侵害について

控訴審判決は「控訴人生長の家が控訴人経本を複製する行為は、同様に著作権を侵害する行為であるとはいえないから、被控訴人光明思想社の控訴人生長の家に対する請求も、いずれも理由がない」と判示します（40頁）。

しかし、上記判示に具体的理由は全く示されていないので理由不備の違法があります。

仮に「同様に」が、著作権設定行為前に使用許諾の合意が行われているとの理由であるとしても、その趣旨は不明と言わざるを得ません。かかる舌足らずで説明も根拠も示されない判決では裁判の名に値しないことは明らかであります。

もし仮に、控訴審判決が判決中、「生長の家の宗教活動上使用されている」(36頁)、「生長の家の宗教上の儀式」(38頁)及び「頒布するのは、肌守り用や霊牌用としてのものに限られ」(39頁最下行)と強調しているように、教団による複製や頒布の“目的”がいわゆる出版ではなく、それらの宗教活動に関わるので「出版権を侵害する行為であるとはいえない」と判示しているとすると(そのように読める)、著作権法80条に真っ向から反する違法な判断です。

控訴人教団の行っている行為は、「頒布の目的をもって原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する」(著作権法80条)に他なりません。どんなに^{ひいきめ}見ても少なくとも外形的に上記規定に一致しています。

このような場合、外形的行為が著作物の複製行為であっても、目的や意図がそうでなければ著作権侵害に該当しないと判断するということになり、学説上に存在するか否かも不明の暴論と言うべきであります。

例えば、室内装飾用とする目的でレコード盤を制作した場合にも当該レコード盤がレコード・プレーヤーで音楽の再生が可能なのであれば、著作隣接権の保護の客体になる「レコード」(著作権法2条1項5号)にあたり、当該レコード盤に固定された著作物に係る著作権者又は著作隣接権者の許諾なくレコード盤が制作された場合には、制作の目的・意図等にかかわらず、当然に著作権侵害又は著作隣接権侵害に該当する、と判断するのが常識であり、少なくとも多数説であります。

知財高裁の上記判決は、何ら具体的な理由を示さず結論だけを示したものであって理由不備の違法があり、しかも根拠や解釈論を全く示さずに、かかる重大な著作権法上の解釈問題につき運用上重大な影響を及ぼしうる事柄に対して結論だけを示したもので極めて不当であります。

4、結論

したがって控訴審判決は上告審において破棄をされるべきであり、教団による著作権侵害及び出版権侵害を差し止める被保全権利があることは明らかであります。

以上